

令和4年度 第1回全国獣医師会会長会議の開催

令和4年度 第1回全国獣医師会会長会議が令和4年4月27日、明治記念館・曙の間においてWEB併用にて開催された。本会議では、①愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件、②第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件、③野口英世アフリカ賞に関する件、④マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件について検討された。連絡事項として当面の主要会議等の開催計画に関する件の説明がなされた。議事概要は下記のとおりである。

令和4年度 第1回全国獣医師会会長会議の議事概要

I 日時：令和4年4月27日(水) 14:00～17:00

II 場所：明治記念館・曙の間

III 出席者：

【地方獣医師会】

全国55地方獣医師会

【日本獣医師会】

会長：藏内勇夫

副会長：砂原和文、村中志朗、境 政人（兼専務理事）

理事：高橋 徹、浦山良雄、鳥海 弘、上野弘道、石黒利治、吉岡 豊、田中尚秋、佐野明彦、草場治雄、佐藤れえ子、大林清幸、横尾 彰、加地祥文、佐伯 潤

監事：宇佐美晃、小山田富弥、柴山隆史

顧問：酒井健夫

欠席：西川治彦、栗本まさ子

IV 議事：

【説明・報告事項】

- 1 愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件
- 2 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件
- 3 野口英世アフリカ賞に関する件
- 4 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件
- 5 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】



このたび令和4年度第1回全国獣医師会会長会議の開催をご案内いたしましたところ、長期間にわたるコロナ惨禍の下で御苦勞の多い中、また、お忙しい中にも関わらずご出席をいただきありがとうございます。本日の会議は、私から高橋議長にお願いし、玉井副議長にもご同意いただき開催をさせていただくものです。

新型コロナウイルス感染症は第7波の到来も心配されているところですが、この感染症は自然災害の中の生物災害と言えます。災害には備えが肝要です。われわれは、自らの健康は自らで守ると、そういった基本的な考え方の下に、コロナ対策においても責任を持ってやることが大事ではないかと思っております。

日本獣医師会はこれまでも地方獣医師会の皆さまのご理解とご協力を得ながら、諸課題の解決に向けて活動をしてまいりました。現時点におきましては、本日の議題である動物愛護管理法の改正、愛玩動物看護師法の新規制定に係る対応が最も大切だと考えております。

まず、改正動物愛護管理法における販売用犬猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化につきましては、本会が指定登録機関として地方獣医師会及び会員構成獣医師と連携、協力の下にマイクロチップ登録事業を円滑に実施できるよう、環境省と協議を行ってまいりました。しかし、極めて遺憾ながら、同省との調整において、法定登録データベースとAIPOデータベースの一本化、獣医師や地方獣医師会による登録情報の検索、付加価値サービスへの活用、登録申請の代行、狂犬病予防法に基づく登録原簿の代替としての活用等、全て認められませんでした。このため、本会は本年6月1日の改正動物愛護管理法の施行を待たず、マイクロチップ関連事務の抜本的な再構築が必要と判断いたしまして、本年1月以降、日本獣医師連盟と連携し、麻生太郎自由民主党獣医師問題議員連盟会長をはじめ、関係議員に対して次期の動物愛護管理法及び狂犬病予防法の改正を含む要請活動を行っているところでございます。

さらに、愛玩動物看護師法への対応につきましても、状況の推移を注視しながら、政策を進めていきたいと考えております。

本日は、改めてこれらの課題における取組の状況等について十分ご説明を申し上げ、参集された皆様方が共通の認識の下、闊達な議論をいただければと思っております。まず、情報を共有し、われわれが日本獣医師会としてどういう方向性をもって、今後これらの課題に取り組んでいくのかということ、ぜひとも皆さまとの意見交

換の中でまとめることができればと思っております。

われわれ獣医師が社会の要請に応じて諸課題に対応できる体制を、日本獣医師会と地方獣医師会が一体となって構築し、国民の理解を得た上で、国民全体の利益につながるような努力をしまいたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

また、本年11月、福岡で開催される第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会につきましては、大会のテーマを「アジアからのワンヘルスアプローチ」として開催いたします。本大会はポストコロナ時代の幕開けとして、通常の日常生活や経済活動の再出発を期すべき記念すべき国際大会になるものと期待しております。

このことに関し、本年2月16日、私は総理官邸に岸田総理を訪問いたしました。その直前に行われまして国会での代表質問の折に、岸田総理はワンヘルスは極めて重要である、しっかりと推進をしていく、という表明をなされました。私はこの本会議における総理の表明は大変重いと受け止めました。また同時に、私が先ほど申し上げました2つの大きな課題を解決するためにも、いま一度しっかりと官邸と話しなければならないと思います。岸田総理と面会いたしました。

振り返れば、2016年、われわれは加計学園問題に対し、時の官邸とどう対峙するかという論議を行いました。当時私は自民党福岡県連の会長でした。この立場からすれば、安倍総理を擁護する立場です。一方、日本獣医師会の会長の立場として全国の地方獣医師会会長の皆さま方の意見をお聞きしたところ、ここは毅然として、官邸、安倍総理、自民党に対し、加計学園による獣医学部新設に係る問題には反対の立場を主張すべきだとの意見がありましたので、私は当時の官邸と対決いたしました。

そうした背景からこの5年間、私は官邸に出向くことを控えておりました。菅総理からも、一度出てきてはどうかとお誘いを何度もいただきましたが、やはりここは日本獣医師会としてのけじめをつけるべきだとの思いで訪問を控えていました。その中でこのたび、岸田総理から国会の本会議の中で、われわれが推進する重大課題であるワンヘルスについての重要性の認識の下、それをしっかりとやるんだ、獣医師会と一緒にやるんだ、ということを示していただいたわけですので、これは良い機会ととらえ、官邸を訪問し、岸田総理と面会して話をしてきたところで。

また、令和4年度の第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会も、このFAVA大会と同時開催とさせていただきます。これらの大会の成功を期し、多くの会員構成獣医師の皆さまに参加登録をいただきますように、心から、伏してお願いを申し上げます次第です。

既に各地方獣医師会には参加目標人数を、大変僭越でありますがお願いを申し上げ、提示をさせていただいて

いるところでございます。何とぞ御理解をいただき、御協力を賜りたく、お願いを申し上げます次第です。

本日の会議は、本会の今後の会務運営を左右する重要な事項であることに鑑み、本会の将来を見据えた積極的なご意見をお寄せいただきますとともに、円滑な議事運営に特段の御協力をお願い申し上げ、また、高橋、玉井正副議長には議事進行について特段のご配慮を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。

【議長・副議長挨拶】

高橋三男議長、玉井公宏副議長から次のとおり挨拶された。

〔高橋議長挨拶〕



新緑の美しい本日、時は流れ、世はまさに大きく変革の時代に突入をいたしております。組織は人を作り、人が組織を作ると言われる本日、ここに令和4年4月27日、明治記念館におきまして、第1回全国獣医師会会長会議が多くの地方の会長並びに地域におき

ましてはWeb参加という形の中で、代表者全員の下で開催できますことを、厚く御礼申し上げます。

全国会長会議は、申すまでもなく、年1回の定例の通常総会とは異なります。通常総会は、年間を通じた事業、収支予算、決算を関係者にお示しをして賛同をいただき、これが第一の目的であります。藏内会長が8年前に会長に就任された時から、日本獣医師会と地方獣医師会の強固な連携を大切にされてこられました。本年の正月に、私は家内と神社に詣りました。鳥居をくぐったときに思いました。鳥居は両方のしっかりとした柱で支えられている。どちらが欠けても、鳥居としての役目は立たない。まさに今、日本獣医師会と地方会が同じ方向に向かって、全てを出して、これからの事態に一致協力して進んでいく、これが本日の全国会長会議の目的であります。藏内会長の下、過去6回、この会長会議を開催しました。加計学園問題、豚熱への対応等を議論してまいりました。豚熱については、藏内会長のご指導の下、農水省や関係国会議員の先生方にもご尽力いただき収束に向けた努力をしているところで。桃栗三年柿八年という言葉があります。ようやく、全国会長会議も8年目となる今年、世界に羽ばたくアジア獣医師会連合の大会も開催される意義ある年に、大切な課題を皆さまとともに協議できることは、私たち議長、副議長として、責任の重大さを認識いたしているところであります。

本日の会議におきましては、事務局、専務をはじめ事

務局長、そして職員が一丸となって対応され、理事会において協議をされた新たな法制度に関する対応についての課題が検討されます。新たな法律には、初めから立派な法律というのは歴史から見てもなかなかありません。推進しながら改正をしていく、改正しながら推進していく、このような繰り返しの中で、よりよい法律ができ、運用が進められていくものであろうと思います。

今日は執行部にもしっかりと今までの経過をお話いただき、これからどうするのかということを考えてまいりたいと思います。日本獣医師会も、この諸問題が順調に進むとの立場から、一生懸命やっております。しかし、行政とのずれによって、その内容は変化をしてきました。人生にも上り坂、下り坂があるわけでありまして。本会は今、このままでは通れない、想像もつかない、まさか、という坂に直面しているのではないかと思います。しかし、ピンチはチャンスです。ぜひ、皆さま方の忌憚のない御意見をいただきまして、議長、副議長、として厳正公平な立場で議事進行を行うことをここにお誓い申し上げまして、私からの本日の議事に先立つお願いとしたいと思います。

〔玉井副議長挨拶〕



和歌山県獣医師会の玉井でございます。今日は、副議長として高橋議長を精いっぱい補佐してまいりたいと思います。また、ウェブの併用の会議ではございますので、事務局の皆さまにも御支援をいただき、特にウェブ参加の会長先生方からの御意見につきましても漏れなく承りたい、伺いたいと思っております。事務局の皆さま、ご支援よろしくお願ひいたします。ご出席の皆さま、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【議 事】

〔説明・報告事項〕

1 愛玩動物看護師法施行後の対応に関する件

境副会長から、愛玩動物看護師法の概要、愛玩動物看護師の業務範囲、施行スケジュール、国家試験及び予備試験の概要、既に小動物診療現場等で働いている現任者の方々の対応等について、資料に基づき説明された。特に今後社会に輩出される国家資格者としての愛玩動物看護師が担うことのできる業務範囲について、X線検査及び薬剤の分包や調合等の調剤行為は今後とも獣医師でなければできないことについて確認される一方、個別具体的な業務範囲については農水省から示されておらず、獣医師の責任の下で状況に応じて指示するものとの説明がなされた。今後講習会や予備試験、国家試験の日程等が

順次公表されるので、現任者の資格取得に向けて雇用者側である獣医師の理解と協力が依頼された。

また、東京農工大学及び国立感染症研究所を中心として開始された犬猫の新型コロナウイルス感染症検査対応の枠組について、関東地区から開始し今後全国に拡大する予定であることが説明された。新型コロナウイルス感染症への対応については、東京都獣医師会におけるペットの一時預かりの対応が紹介された。

さらに、今後獣医師と愛玩動物看護師が連携してチーム獣医療を提供する中で、地域のかかりつけ動物病院を中心としてさまざまな機関が連携する地域包括ケア構想について説明された。

出席者から、いわゆる名称独占規定について、「どこまで許されるのか具体的に伺いたい」と質問され、境副会長兼専務理事から「農水省からははっきり具体的にどれがいい、悪いというものは示されておられません。国家試験が行われるのは年明けの令和5年のことであり、現在まだ愛玩動物看護師は誰もおられないわけです。このため、この法律で愛玩動物看護師と紛らわしい何らかの名称を使うことによる実害は令和5年度以降にならないと生じないことから、現時点では明確にはなかなか示せないというのが農水省側の回答でございました。いずれにしても、動物看護師とか、動物看護というのはおそらく不可です。診療の補助行為を類推させる名称は疑義が生じかねないことから、現在そうした名称をもし使われておられるならば、それは控えておくべきということで本会から通知を出させていただきました」と回答された。

また、名称独占規定に違反した場合の獣医師への罰則に関し、獣医師にまで罰則がかかることについては、「実際にそういった名称を使った診療補助職の方だけが罰せられるというように限定されているわけではなく、例えば獣医師がそういった名称を使いなさいということを教唆する、あるいは幫助する行為も、触法行為に該当してることになります。獣医師の場合には、罰金刑に処せられると、獣医師法に基づく行政処分の対象となり、業務停止等の行政罰が課されることにも注意する必要があります。」と説明された。

また、産業動物診療分野等における獣医療補助専門職については資格制度化等の対応は行わないのかとの質問に対し、藏内会長から、「私が会長として、この動物看護師問題に取り組み、法制化をお願いしてきた経緯をご説明申し上げます。私は環境省における検討に10年携わりました。このときには、法の対象とする動物の中には医学部等で飼育されている実験動物や産業動物も含まれておりました。そこで、それぞれ該当する団体等の意見を聞きましたが、時期尚早であるとのことでした。方向性は否定しないが、今しばらく待ってほしい、業界が成り立たない、とのことで、その時にはペンディングに

なりました。

この動物看護師の国家資格化の問題につきましては、私は当然、全ての獣医療に関わる分野において動物看護師が必要であるという考えを持っております。その中で、小動物臨床部会から、ぜひ愛玩動物の分野での看護師制度を早急に整備してほしいという要請がございました。日本動物看護職協会からも同様に要請を頂いておりました。このため、まずは愛玩動物に係る分野を先に進めたということでもあります。ですから、われわれ獣医師会の中で、産業動物診療関係の方々から、動物看護師が必要であるという要請がきちんと上がってくれば、その制度化を否定するものではございません。」と説明された。

2 第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会の開催に関する件

令和4年11月11日から13日まで福岡市において開催される第21回アジア獣医師会連合（FAVA）大会について、境副会長兼専務理事から対応状況が説明され、参加登録者数獲得に向けた協力が依頼された。藏内会長から、「国、福岡県、福岡市からは、広く協力すると言っていると思います。単にFAVA大会を開催するというだけでなく、われわれが目指すワンヘルスという高邁な獣医師としての理念、活動をアジアに広げていく、そして、同時にわれわれの抱えている課題を解決する大会にしたいと考えております。ぜひ皆さまには福岡にお越しいただき、大会にご参加いただきますよう、心からお願いを申し上げます。」と依頼された。

3 野口英世アフリカ賞に関する件

境副会長兼専務理事から、資料に基づき説明され、本会として500万円の寄付金を募り対応したい旨協力が依頼された。

4 マイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応に関する件

マイクロチップ普及推進委員会委員長である鳥海理事から現状と課題について以下のとおり説明された。

日本獣医師会雑誌第75巻4号に「改正動物愛護管理法に基づく販売用犬猫へのマイクロチップ装着・登録の義務化に向けた対応と今後の課題」として記事を書かせていただきました。特に記事の後半部分には現状と課題を提起させていただいております。本日はその一部分を、あらためて説明させていただきます。

改正動物愛護法が公布されて以降、本年6月1日の法施行に向けて細部が規定されてきました。しかし、具体的な内容が環境省から示されるたびに、法定登録の運用に向けた仕組みというのは本会が当初描いたイメージから大きくかけ離れたものになってしまいました。

当初、AIPOを発展的に解消して法定登録システムにそのまま移行し、さらに付加価値サービスを追加する予定でありましたが、結論的にはAIPOは継続し、別途新たに設置された法定登録との二本立てで運用せざるを得なくなってしまうということです。

平成30年の自民党動物愛護議員連盟のマイクロチッププロジェクトチームにおける議論の内容でも、AIPOの登録サービスにさらに色々な付加価値をつけた内容で検討がなされておりました。日本獣医師連盟の北村直人委員長と当時副委員長を拝命していた私が、一緒に自民党や環境省に呼ばれ、何回も説明をさせていただきました。その中で交わされていた内容では、日本獣医師会、地方獣医師会、構成獣医師にとって本当にメリットのある、いわゆるウィン・ウインの内容でございましたけれども、いざ、最終的に本会が指定登録機関に指定されて制度が始まってみたら、全く別のものになってしまうというところでした。問題点は以下のとおりです。

民間のデータベース、つまりAIPOに情報を登録していた飼育者は、当初はそのまま法定登録に移行する予定でございましたが、それが全くできないことになりました。現時点でも280万余頭の登録がされておりますが、これを1件1件、飼い主ご自身の承諾を得て移行すべきとされたわけです。これでは、データの移行などとてもできるものではありません。

さらに、法定登録データベースでは、獣医師による保護動物の検索ができません。個人情報保護の観点から無理であるとのこと。また、所有者に代わって登録等を行う、代行申請も認められませんでした。これは行政書士法違反だそうです。本会としては、獣医師がその診療行為の一環として行う代行申請については認めていただけるように日本行政書士会連合会に要請をいたしました。このことについては、日本行政書士会連合会から了解が得られたとのことでございます。

そして、飼育者の利便性向上のための付加価値サービスについてです。当初、アニマルクラスターと呼んで実現を求めてまいりましたけれども、これも認められませんでした。

今回の法定登録の仕組みは、結局のところ本会のみならず、地方獣医師会あるいは構成する獣医師会会員にとっても、メリットを全く享受できないものとなりました。本来ならば国が行うべき事務的な仕事を、単に本会が下請けしただけということになります。

さらにここから大きな問題です。新たに構築することを求められた法定登録のシステムの開発・運営には相当な経費がかかり、本会の財政に多大なる負担になることが予測されます。先般の3月の理事会資料にもございましたけれども、令和4年度予算において、会費収入は、前年度比1.7%の減少が見込まれます。AIPOの収入と

して3億2,400万円見込んでおりますが、令和2年度は新規登録29万6,000頭でしたので、1頭当たりの登録料1,050円ですから、この程度になるだろうと予測したものにすぎません。

一方、環境大臣指定登録機関としてのマイクロチップ法定登録の事業収益は、犬30万頭、猫10万頭で3億4,000万円余りを見込んでおります。6月開始ですから、12分の10カ月分ということで計算しております。環境省ではオンライン決裁を90%、いわゆる紙申請を10%としており、1頭が3回申請をするというふうに見込んでおります。300円掛ける3回、つまりブリーダー1回、ショップ1回、最終飼育者1回の3回の登録を見込んであるということになります。一方の支出は、システム構築費の2億5,000万円をはじめ、コールセンター、マイクロチップ支払手数料、マイクロチップ普及啓発活動費等があり、全体でのマイクロチップ指定登録機関の支出が4億4,300万円ということになり、初年度は1億円以上の赤字が見込まれております。そのため、本年4月と5月にかけて、2億9,220万円の特定資産を取り崩すということです。平成30年に9,000万円取り崩しておりますので、現在の特定資産の残総額は13億5,000万円弱でございます。

また、法定登録制度が広く一般に浸透すれば、AIPOに登録する件数の大幅な減少が予想されます。

新しく犬を飼い始めたとして、登録先がAIPOと指定登録機関の両方がある。申請先はいずれも同じところ。片や300円で片や1,050円。飼育者にとってこれは大変に分かりにくく、一体何なのかということになりかねません。一つは法律で決まっているがもう一つは任意だということになれば、AIPOへの新たな登録数が何頭になるか、全く分かりません。AIPOの収入として3億2千万円余りを見込んでいますが、実際にはこれが半分になるか、1億円になるか、さらに減るか、ということになります。

環境省は、法定登録データの個人情報環境省データベースに保管し、原則として指定登録機関による個人情報の保管、利活用は認めないとしています。つまり、日獣の指定登録機関の事務は単に役所の事務の下請けということになるわけです。獣医師はそのデータを全く活用できないわけですから。

その上、環境省データベースは、令和5年以降は指定登録機関が保守、運用業務を実施し、必要な経費は指定登録機関が負担することとされています。環境省は一銭もお金を出さないということです。それでいて標準的な作業時間及び手順については、原則365日、24時間構築しろとのことです。狂犬病予防注射関連事務との一体的なサービス、いわゆるワンストップサービスについても、方針は示されているけれども、現場の事務をどうし

たらいいのかということ、いまだにしっかり示されていません。

私も神奈川県獣医師会会長として、3月の初めに県庁に連絡をして、神奈川県下33市町村、どういう意思があるのか、ワンストップサービスに参加するのか調べてくれるよう依頼しました。そうしたら、33市町村どこも参加をいたしませんという回答を得ました。

結局、何のために、マイクロチップによる個体登録の事業をやるのかということを見失っているわけです。それならば、これまで通りのAIPOのサービスを継続しつつ、飼い主、動物の所有者にとって利便性の高い付加価値サービスを日獣が提供しようということになりました。希望される犬猫等所有者といわば任意契約を結び、マイクロチップデータベースシステムを活用した付加価値サービスを提供するということです。AIPOは、初めは発展的解消によるデータベースの一本化を目標としておりましたけれども、今となってはAIPOを解消してしまったら、お預かりしているデータの行き場がなくなりますし、単なる環境省の下請けということになってしまうため、それはできません。

地方獣医師会をはじめ、会員構成獣医師やペット関連業者、ペット保険や動物用医薬品業界等、さまざまな関係者が共に支え合い発展する、飼育者に喜ばれる付加価値サービスを日獣としては提供していく必要がありますので、これはもうAIPOは削れないということになるわけです。

では、どうしたらいいのかということになります。日獣の見込みでは、1億円以上の年間の赤字としていますが、これで済むはずがないであろうことは、誰が見ても明らかです。特定資産13億円あまりのうち、今年だけで3億円近くを取り崩します。残り10億円があと何年持つのかということです。

法定登録のシステムは6月1日から稼働します。時計の針は回り始めています。役所は、回り始めた時計の針を止めることはいたしません。もう元には戻れません。

環境省が指定登録機関の公募を行ったときに、登録料は200円～400円を見込んでいました。日獣は700円を望んでいたが結果的に今回300円に決まったわけですが、これはもう早急に、赤字に陥らない適切な価格設定にしてくださいという活動が必要です。環境省は110万回登録としているが、登録が伸びなかったときはどうするのかということも考えるべきです。これはもう、日本獣医師連盟と連携して政治的活動を進めるしかないということになるわけです。

AIPOはこのまま残したとしても、いずれAIPOと法定登録システムを一緒にしたような運用ができることになればいいわけですが、そのためには政治的な判断をいただくための政治活動、ロビー活動が大切ということに

なるのかもしれませんが。

詳細につきましては、今月号の日本獣医師会雑誌に掲載されています。本日お話しした内容は解説文としてはなかなか書きにくい内容でございます。「おわりに」のところに意味深く書いてありますから、深読みを何度もしていただけると、ご理解をいただけるのではなからうかと思えます。

もうこのまま環境省の言いなりになっていたら、日本獣医師会は危機的な状況になります。皆さんでどうかご検討をいただけるとありがたいと思えます。

続いて、境副会長兼専務理事から、本会が指定登録機関に指定されてから今日までの対応経過が説明された。

柴山監事から、環境省の動きに係る理事、監事への情報提供の不足とともに、年間1億円以上の赤字が見込まれる事態となる中で、収支改善の見込みが立っておらず、令和4年度予算についても楽観的観測の域を出ないことが指摘された。また、課題の背景として本会が理事会の機能を十分に果たせていないとされ、このたびの徹底した議論をきっかけとして、本会と地方会、構成獣医師の連携が強化され、今後は速やかな情報共有がなされ、より開かれた理事会運営が行われることで、本会の持続可能な発展につながることへの期待が述べられた。

出席者から、「そもそも制度的に無理があるものを、決まったことだからという理由でやるわけにはいかないのではないか。狂犬病予防注射の事業を持ち出すまでもなく、この活動には地方獣医師会の理解と協力が不可欠であることをあらためて確認いただきたい。ワンストップサービスで名簿を一体的に管理する方向が示されているが、名簿は作ればよいというものではなく、定期的に確認し、更新していかなければならない。登録時の厳密な本人確認もなく、狂犬病定期予防注射の際の確認の仕組みもない状況では全く意味をなさない。これらがしっかり機能するためには、やはり全国の地方獣医師会の連携が欠かせない。獣医師会が、マイクロチップ登録制度の意義を理解し、獣医師会にしかできない飼い主さんへのサービスをしっかりと行っていくことが大切である。これを守り続ければ経費の課題も解決の糸口が見つかるはずである。」との意見が述べられた。

また、いわゆる狂犬病予防事業の一括受託について、まだ熟考すべき点があり、地方獣医師会としては対応できないと思われるので、日本獣医師会としての要請事項からは削除願いたいとの要請があった。

これについて、境副会長兼専務理事から、システムの整備や登録料の収納の仕組みの構築等を日獣が担う中で、地方獣医師会の負担が少ない方法でできないかと考えている。地方獣医師会も地方行政も互いに負担が軽減される方向性で進めたい旨説明された。

さらに出席者から、「地方獣医師会が県内の市町村す

べてを相手に対応しようとするから大変なことになる。知事さんにしっかり話をし、市町村長会議等で理解を頂く活動をもっとすべきである。行政と十分相談し、予算を頂いて事業をやれば、人員の問題もお金の問題も解決する。日本獣医師会が全国一律に事務を受託し、地方獣医師会とともにその作業を担う仕組みを作れば、行政にとっての費用負担軽減にもつながる。」「AIPOを今後どのように応援するかということが大切である。地方獣医師会が一定の普及支援を行うことで、新規登録数を確保することも考えてはいかがか。」「AIPOが今後取り組む付加価値の提供について、もう少し具体的な内容を検討し、情報提供いただきたい。さまざまな事業展開を考えていく中で、地方獣医師会が参加できる環境を作っていただきたい。」との意見が出された。

5 そ の 他

ウクライナからの避難民の犬の検疫について、境副会長兼専務理事から、農林水産省から状況説明と対応支援の相談があったことが説明された。水際対策としての従来の輸入検疫規則の範囲内での対応であり、2回の予防注射及び抗体価の確認を行った上で係留場所を飼い主であるウクライナの方の傍らにして対応するものであり、地方獣医師会では管内に該当する動物が避難してきた場合には獣医療支援等ご協力を頂きたいこと、この対応に要する費用については、寄付を募り対応したいことが依頼された。また、獣医療の提供等によりウクライナ避難民の飼育動物の健康管理に寄与、支援ができるということ、狂犬病の侵入を懸念する一般市民の安心感の醸成に貢献できること、狂犬病予防法に基づく登録やワクチン接種の意義・必要性をアピールするよい機会となること、ワンヘルスの実践活動になること、等のさまざまな意義を理解いただき、獣医師会組織を挙げて、対応に取り組んでいきたい旨説明され、協力が依頼された。

参加者から、「東日本大震災の避難者対応を行った経験からも、対応の苦労は実感している。広域的に対応するには、一地方獣医師会では限界がある面もある。ぜひ日本獣医師会として国との調整等を進めていただき、ウクライナからの避難者を安心して温かく迎え入れることができる環境づくりをお願いしたい。」との意見が出された。

【閉 会】

藏内会長から、決意表明として以下の挨拶がなされた。

「今日は長時間にわたり、極めて有意義な、また忌憚のない御意見をお聞かせいただきありがとうございました。改めて、高橋、玉井、正副議長には心から感謝を申し上げます。

まず、監事からの御指摘でございます。理事会運営に

については十分気を遣い、情報の共有を日本獣医師会と地方獣医師会がしっかりやらなければならないと努めてまいりましたが、いかんせん文書での地方会への連絡が基本でございました。時間的な制約等もございまして、十分な伝達ができなかったということをご反省しているところでございますが、現在、政府はデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めておりますので、これからは情報、機能を活用する中で、日本獣医師会、地方会が密に情報を共有していきたいと思っております。その上で、共有した、あるいは通知され、受理をした情報については責任を持って確認をいただきたいと、このように思うところでございます。

マイクロチップにつきましては、神戸市獣医師会の中島会長からのご発言もありました。私がかれこれ35年前に、イギリスはロンドンの警察で、マイクロチップをぜひ日本でやらなければならないという思いになりました。35年前、イギリスを視察したときにマイクロチップ制度を初めて聞きました。しかも、それはロンドン警察が管理をしているということでございました。まさしくカルチャーショックでした。そのときに私が思ったのは、日本人は飼育動物を途中で捨ててしまうことがある、極めて情けない、ということでした。私はきちんと個体識別をすることによって、終生飼養を定着させる。責任を持って、最期まで伴侶動物を飼育する。また、迷子や逸走した動物を瞬時に救う。こういうことを実現するために、ぜひマイクロチップは導入しなければならないと思ったわけです。まさしく35年前の私のこの思いを、今日は中島会長に披露いただき、大変ありがたく受け止めた次第です。

国が行う法定登録データの情報管理とAIPOの情報管理、これを一元化できないかということにつきましては、昨日、環境省自然環境局長、審議官、動物愛護管理室長等が日本獣医師会に来られましたので、はっきりとこのことについて決着をつけてほしいと要請しました。ネックになっているのは総務省が所管する個人情報保護の問題であり、登録情報の一括移管を認めるかどうかということでありました。このことについては6月の総会までに答えを出してもらいたいと要請しました。

ただし、時間に限りもありますし、相手もあることでございますので、6月までに明確な答えが出るかどうかは分かりません。そこで、私は、まず、データベースの一元化の問題とともに、当面継続するAIPOに関し、どのような付加価値をつけることができるかを検討すべきと考えています。私は、何らかの割引をしるとか、あまりハード面のことを皆さま方におもしろいようとは思ってませ

ん。皆さまには、ソフトの部分で、飼い主の方々に獣医師としてどういうサービスができるかということをご一緒に皆さまと一緒に考えたいと思っております。

いずれにせよ、実際に対応いただくのは地方獣医師会であり、その会員である開業獣医師の先生でありますので、各地でのいわば地上戦は皆さまにお願いしたい。その代わり、私には、国や国会議員等に対する空中戦をお任せいただきたいと思います。

来年の6月までのまずは1年間、確かに赤字が出るでしょうが、実際にやってみて初めて、その赤字分について環境省あるいは国会議員の先生方に「これはどうするんですか」、「300円ではやっていけないじゃないですか」と訴えたい。その上で、「日本獣医師会はこのままでは破綻しますがそれでもよろしいですか」という話をしたい。そのためには、われわれもまず努力をしなければならないと考えています。

そういうことで全国の会長の皆さまにご理解をいただくことができたならば、全面的に、私も皆さま方の御意見を踏まえ、前進を図りたいと考えている次第ですので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。」

次に、高橋議長から以下のとおり挨拶された。

「全ての議事が、皆さま方の温かいご理解とご協力のもとに終了いたしました。まさに地方会と執行部とが同じ方向で最大限の努力をするという固い契りを、私たちは藏内会長に託したわけであります。私たちも、藏内会長の下にしっかりとスクラムを組み、意見を言い、決まったならばそれに向かって一致結束していくという強い団結力を持たなければなりません。

先程、会長から35年前のイギリスの話聞き、ちょうど私が30年前に埼玉県獣医師会の副会長に就任したときのことを思い出しました。それ以来、私はずっとマイクロチップの課題を見てまいりました。ここまで来るのに35年かかったわけです。本当に難しい問題です。

専務以下事務局の皆さまが真っ向からこの問題に取り組んでくれたということは、本当に大変なことだと思います。今日を新しいマイクロチップ制度の第一歩として固い契りを結んでいただき、それぞれの地域に帰ったら、この現状を皆さま方から会員にお知らせいただき、至らない仕組みについては修正しながら推進、推進しながら修正、このような考え方で進みたいと思っております。本日は議事進行へのご支援とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。」

玉井副議長から議事進行への御礼が述べられたのち事務局から閉会が告げられた。